

## 令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（臨時調査）結果の概要

### 目 次

令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（臨時調査）の概要 .....	P 2
福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況等について .....	P 3
福祉・介護職員処遇改善加算	
・ 加算の取得（届出）状況	
・ 加算の取得（届出）をしない理由	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
・ 加算の取得（届出）状況	
・ 加算を配分した職員の範囲	
・ 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況	
・ 加算の取得（届出）をしない理由	
障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について .....	P 10
・ 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法	
・ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）【特定処遇改善加算】	
・ 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）【特定処遇改善加算】	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）【処遇改善加算】	
・ 福祉・介護職員の平均基本給与額の状況（常勤の者、職種別）【処遇改善加算】	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）【処遇改善加算】	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）【処遇改善加算】	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（非常勤の者、職種別）【処遇改善加算】	
給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について .....	P 21

## 令和2年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（臨時調査）の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和2年5月（参考：平成30年度調査の調査時期は平成30年10月）
- 調査対象等
- 調査対象 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設（施設入所支援）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
  - 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
  - 調査客体数 9,470施設・事業所
  - 有効回答数 5,904施設・事業所（有効回答率：62.3%）
  - 調査項目 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者の給与（平成31年2月と令和2年2月における給与）等

## 処遇改善加算全体のイメージ

### < 特定処遇改善加算の取得要件 >

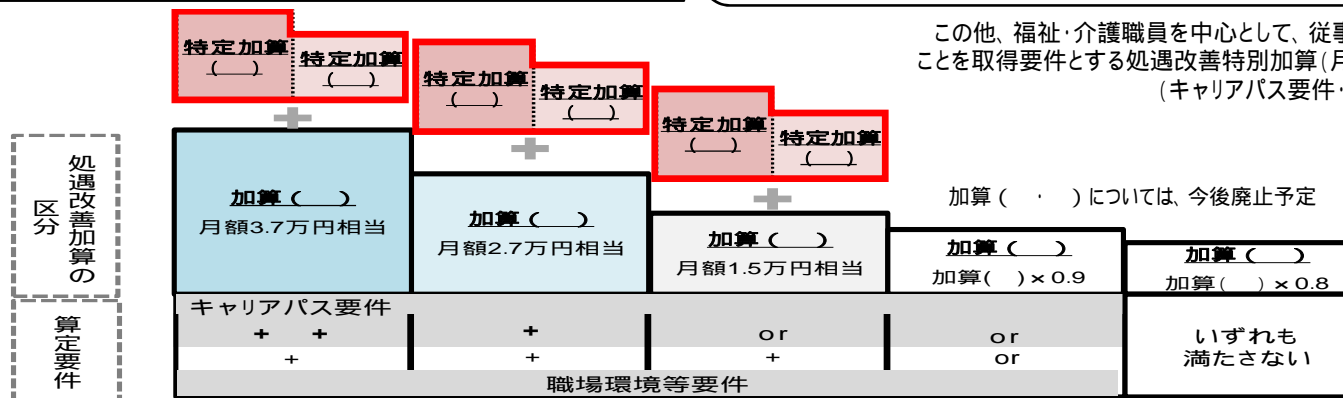
- ・ 処遇改善加算（ ）から（ ）までを取得していること
- ・ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

### < サービス種類内の加算率 >

- ・ サービス毎に、福祉専門職員配置等加算等の取得状況により加算率を2段階に設定

### < 処遇改善加算の取得要件 >

- (キャリアパス要件)** 就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。  
 職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系を整備すること**  
 資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保すること**  
 経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること
- (職場環境等要件)**
- 賃金改善を除く、職場環境等の改善



# 福祉・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況等について

## <福祉・介護職員処遇改善加算>

### 加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所等が81.1%、加算を「取得（届出）していない」事業所等が17.8%となっている。

また、加算の種類別（～）の取得状況をみると、加算（ ）を取得している事業所等が61.8%となっている。

(統計表第1表)

	取得(届出) している	加算( )					特別加算を 取得(届出) している	取得(届出) していない
		加算( )	加算( )	加算( )	加算( )	加算( )		
全 体	81.1%	61.8%	9.7%	8.6%	0.5%	0.5%	1.1%	17.8%
住宅介護	81.1%	59.0%	13.3%	8.3%	0.0%	0.6%	0.6%	18.3%
重度訪問介護	91.0%	66.0%	13.4%	11.2%	0.0%	0.3%	0.3%	8.7%
生活介護	89.7%	69.1%	10.6%	8.5%	0.3%	1.2%	1.8%	8.5%
施設入所支援	93.0%	69.9%	10.8%	11.1%	0.9%	0.3%	2.6%	4.4%
就労継続支援 A 型	77.6%	54.8%	9.5%	10.9%	1.4%	1.0%	1.4%	21.1%
就労継続支援 B 型	80.8%	55.2%	11.0%	12.7%	1.0%	1.0%	1.0%	18.2%
共同生活援助(介護サービス包括型)	79.6%	58.1%	11.1%	8.2%	0.8%	1.3%	1.1%	19.4%
児童発達支援	70.0%	59.1%	5.9%	5.0%	0.0%	0.0%	1.2%	28.8%
放課後等デイサービス	86.0%	69.8%	8.0%	8.0%	0.0%	0.3%	0.3%	13.7%
福祉型障害児入所施設	84.7%	66.7%	10.7%	6.7%	0.7%	0.0%	1.3%	14.0%
医療型障害児入所施設	68.8%	54.2%	5.2%	9.4%	0.0%	0.0%	1.0%	30.2%

注)令和元年度の取得(届出)状況である。

#### 加算の種類

- ・福祉・介護職員処遇改善加算( ): 37,000円相当 (キャリアパス要件、要件、要件、職場環境等要件の全てを満たす場合)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算( ): 27,000円相当 (キャリアパス要件、要件、職場環境等要件の全てを満たす場合)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算( ): 15,000円相当 (キャリアパス要件 又は要件 のどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす場合)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算( ): ( )×0.9相当 (キャリアパス要件、要件、職場環境等要件のいずれかを満たす場合)
- ・福祉・介護職員処遇改善加算( ): ( )×0.8相当 (キャリアパス要件、要件、職場環境等要件のいずれも満たさない場合)
- ・福祉・介護職員処遇改善特別加算: 5,000円相当 (福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び職場環境等要件は問わない)

## 加算の取得（届出）をしない理由

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得（届出）していない事業所等における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が26.4%、「キャリアパス要件を満たすことが困難」が18.7%、「対象職種の制約のため困難」が15.0%となっている。

（統計表第13表）

（複数回答）

	対象職種の制約のため困難	キャリアパス要件を満たすことが困難	職場環境等要件を満たすことが困難	事務作業が煩雑	令和3年度以降の取り扱いが不明	追加費用負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	利用者負担の増加	賃金改善の必要性がない	その他
全体	15.0%	18.7%	10.0%	26.4%	5.5%	7.2%	12.5%	6.0%	14.2%	26.8%
居宅介護	16.3%	10.2%	6.1%	40.8%	2.0%	8.2%	14.3%	18.4%	6.1%	24.5%
重度訪問介護	12.5%	18.8%	12.5%	43.8%	0.0%	0.0%	6.3%	25.0%	6.3%	18.8%
生活介護	27.3%	31.8%	22.7%	13.6%	4.5%	13.6%	13.6%	9.1%	9.1%	31.8%
施設入所支援	33.3%	11.1%	22.2%	22.2%	22.2%	0.0%	33.3%	0.0%	11.1%	33.3%
就労継続支援A型	8.7%	34.8%	26.1%	43.5%	13.0%	26.1%	10.9%	4.3%	17.4%	2.2%
就労継続支援B型	13.0%	39.1%	15.2%	45.7%	8.7%	4.3%	10.9%	0.0%	6.5%	10.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	8.9%	44.6%	21.4%	35.7%	5.4%	14.3%	23.2%	3.6%	12.5%	8.9%
児童発達支援	6.1%	12.1%	3.0%	22.7%	6.1%	7.6%	19.7%	4.5%	18.2%	27.3%
放課後等デイサービス	14.3%	35.7%	7.1%	46.4%	10.7%	10.7%	14.3%	0.0%	3.6%	0.0%
福祉型障害児入所施設	15.8%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%	21.1%	52.6%
医療型障害児入所施設	19.0%	4.8%	0.0%	9.5%	9.5%	9.5%	4.8%	4.8%	23.8%	52.4%

## <福祉・介護職員等特定処遇改善加算>

### 加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が53.3%、加算を「取得（届出）していない」事業所が46.7%となっている。

また、加算の種類別（～）の取得状況をみると、加算（ ）を取得している事業所が40.4%となっている。

（統計表第124 - 1表）

	取得(届出) している	取得(届出) していない		
		加算( )	加算( )	
全体	53.3%	40.4%	12.9%	46.7%
居宅介護	50.5%	24.2%	26.4%	49.5%
重度訪問介護	47.4%	19.2%	28.2%	52.6%
生活介護	60.8%	48.8%	12.0%	39.2%
施設入所支援	63.7%	63.7%	-	36.3%
就労継続支援A型	43.0%	33.0%	10.0%	57.0%
就労継続支援B型	52.3%	42.4%	9.9%	47.7%
共同生活援助(介護サービス包括型)	53.4%	37.3%	16.1%	46.6%
児童発達支援	51.8%	39.8%	11.9%	48.2%
放課後等デイサービス	42.3%	27.9%	14.4%	57.7%
福祉型障害児入所施設	61.1%	59.5%	1.6%	38.9%
医療型障害児入所施設	65.2%	65.2%	0.0%	34.8%

注1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算( )～( )の届出をしていると回答した施設・事業所における令和元年度の取得(届出)状況である。

注2) 施設入所支援等、加算区分のないサービスについては、便宜的に加算( )に計上している。

#### 加算の種類

- ・ 加算( )：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得している場合
- ・ 加算( )：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等未取得している場合

(参考) 加算の取得(届出)状況(全体に対する割合)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得(届出)している」事業所が42.7%、加算を「取得(届出)していない」事業所が37.4%となっている。

また、加算の種類別( )の取得状況をみると、加算( )を取得している事業所が32.4%となっている。

(統計表第124 - 2表)

	取得(届出)している			取得(届出)していない
		加算( )	加算( )	
全体	42.7%	32.4%	10.3%	37.4%
居宅介護	40.7%	19.5%	21.2%	39.8%
重度訪問介護	43.0%	17.4%	25.5%	47.7%
生活介護	53.6%	43.0%	10.6%	34.5%
施設入所支援	58.5%	58.5%	-	33.3%
就労継続支援A型	32.3%	24.8%	7.5%	42.9%
就労継続支援B型	41.2%	33.4%	7.8%	37.7%
共同生活援助(介護サービス包括型)	41.4%	28.9%	12.5%	36.1%
児童発達支援	36.2%	27.9%	8.4%	33.7%
放課後等デイサービス	36.3%	23.9%	12.4%	49.5%
福祉型障害児入所施設	51.3%	50.0%	1.3%	32.7%
医療型障害児入所施設	44.8%	44.8%	0.0%	24.0%

注1)全体に対する割合とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算( )~( )の届出をしている施設・事業所及び当該加算の届出をしていない施設・事業所に対する割合である。

注2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算( )~( )の届出をしていると回答した施設・事業所における令和元年度の取得(届出)状況である。

注3)施設入所支援等、加算区分のないサービスについては、便宜的に加算( )に計上している。

加算の種類

- ・ 加算( )：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等を取得している場合
- ・ 加算( )：福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件を満たし、福祉専門職員配置等加算等未取得している場合

## 加算を配分した職員の範囲

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分状況を見ると、「他の障害福祉人材」に配分した事業所が75.9%、「その他の職種」に配分した事業所が46.6%となっている。

また、「その他の職種」に対する配分状況を見ると、事務員、看護職員、管理栄養士・栄養士の割合が高くなっている。

(統計表第138表、第142表)

(複数回答)

経験・技能のある障害福祉人材(グループ)	他の障害福祉人材(グループ)	その他の職種(グループ)
88.9%	75.9%	46.6%

(複数回答)

看護職員	理学療法士・作業療法士	機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	その他
52.9%	21.5%	14.7%	47.0%	40.6%	78.9%	34.7%

注1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算を配分する職員の範囲を法人単位で設定した事業所を含む。

## 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の実施状況

経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容をみると、「月額平均8万円以上の賃金改善を実施」した事業所が9.0%、「改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施」した事業所が38.4%となっている。

また、「既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる」事業所が60.0%となっている。

(統計表第154表)

(一部複数回答)

月額平均8万円以上の賃金改善を実施した	改善後の賃金が年額440万円以上となる賃金改善を実施	既に賃金が年額440万円以上となっている者がいる	月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった
9.0%	38.4%	60.0%	18.5%

注1)「経験・技能のある障害福祉人材」に福祉・介護職員等特定処遇改善加算を配分していると回答した施設・事業所の状況である。

注2)「月額平均8万円以上となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者を設定することができなかった」と回答した施設・事業所は、他の項目を選択していない。



## 加算の取得（届出）をしない理由

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため」が30.7%、「賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が30.5%、「賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」が29.4%となっている

（統計表第132表）

（複数回答）

	賃金改善の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	賃金改善の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	賃金改善の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため	賃金改善の仕組みを設けることにより、職種間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	賃金改善の仕組みを設けることにより、事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	賃金改善の仕組みを設けることにより、福祉・介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	特定処遇改善加算の計画書や実績報告書の作成が煩雑であるため
全体	29.4%	30.7%	17.3%	30.5%	18.3%	22.4%	21.1%
居宅介護	32.3%	38.4%	20.2%	20.2%	18.2%	18.2%	21.2%
重度訪問介護	33.9%	31.4%	18.6%	19.5%	11.0%	17.8%	27.1%
生活介護	26.2%	32.1%	19.0%	40.5%	22.6%	27.4%	14.3%
施設入所支援	22.4%	39.5%	21.1%	55.3%	25.0%	32.9%	26.3%
就労継続支援 A 型	31.6%	27.4%	11.6%	23.2%	11.6%	23.2%	22.1%
就労継続支援 B 型	34.6%	28.4%	17.3%	34.6%	25.9%	24.7%	22.2%
共同生活援助(介護サービス包括型)	31.6%	29.6%	18.4%	35.7%	21.4%	30.6%	16.3%
児童発達支援	31.5%	31.5%	13.5%	25.8%	20.2%	20.2%	19.1%
放課後等デイサービス	31.1%	31.8%	15.9%	23.5%	9.8%	15.2%	22.0%
福祉型障害児入所施設	23.3%	23.3%	16.7%	46.7%	26.7%	16.7%	16.7%
医療型障害児入所施設	0.0%	6.3%	6.3%	37.5%	12.5%	12.5%	0.0%

## 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

### 障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法

障害福祉サービス等従事者の給与等の引上げの実施方法をみると、「定期昇給を維持して実施（予定）」が57.2%、「各種手当の引上げまたは新設（予定）」が39.1%、「一時金の支給金額を引上げまたは新設（予定）」が37.9%となっている。

（統計表第27表）

（複数回答）

	定期昇給以外の賃金水準を引上げ(予定)	定期昇給を維持して実施(予定)	各種手当を引上げまたは新設(予定)	一時金の支給金額を引上げまたは新設(予定)	凍結または減額していた定期昇給を再開	その他
全 体	22.2%	57.2%	39.1%	37.9%	0.3%	1.5%
居宅介護	24.0%	38.4%	38.0%	47.2%	0.4%	0.4%
重度訪問介護	23.9%	32.4%	44.5%	52.5%	0.4%	1.7%
生活介護	18.3%	63.4%	45.8%	38.1%	0.4%	0.7%
施設入所支援	15.6%	67.5%	47.4%	43.0%	0.0%	1.0%
就労継続支援 A 型	31.0%	48.1%	36.1%	31.9%	0.0%	0.9%
就労継続支援 B 型	26.2%	61.7%	35.9%	34.3%	0.4%	0.4%
共同生活援助(介護サービス包括型)	20.1%	59.5%	39.4%	33.1%	0.4%	2.5%
児童発達支援	24.7%	58.4%	34.9%	42.0%	0.4%	1.2%
放課後等デイサービス	25.7%	54.5%	39.2%	38.2%	0.3%	1.0%
福祉型障害児入所施設	13.5%	66.2%	39.1%	38.3%	0.0%	3.0%
医療型障害児入所施設	19.8%	79.2%	27.7%	19.8%	0.0%	2.0%

注) 給与等の引き上げの実施方法は、調査対象となった施設・事業所に在籍している障害福祉サービス等従事者全体(福祉・介護職員に限定していない)の状況である。

## 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得（届出）している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、17,250円の増となっている。

（統計表第166 - 1表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
福祉・介護職員	321,820円	304,570円	17,250円
サービス管理責任者	409,300円	384,680円	24,620円
看護職員	416,780円	405,920円	10,860円
理学療法士・作業療法士	403,470円	388,470円	15,000円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	363,720円	351,620円	12,100円
心理指導担当職員	371,620円	361,490円	10,130円
管理栄養士・栄養士	354,680円	342,660円	12,020円
調理員	292,910円	279,040円	13,870円
事務員	342,180円	331,670円	10,510円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況(常勤の者、職種別)

福祉・介護職員処遇改善加算( )~( )を取得(届出)している事業所のうち福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得(届出)していない事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、12,200円の増となっている。

(統計表第166 - 2表)

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
福祉・介護職員	297,910円	285,710円	12,200円
サービス管理責任者	373,440円	358,950円	14,490円
看護職員	404,370円	393,140円	11,230円
理学療法士・作業療法士	390,000円	379,130円	10,870円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)( )	368,570円	376,460円	7,890円
心理指導担当職員( )	397,960円	384,010円	13,950円
管理栄養士・栄養士	345,840円	339,370円	6,470円
調理員	279,620円	269,270円	10,350円
事務員	343,380円	334,600円	8,780円

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10~3月支給金額の1/6)。

注4) ( )は、集計対象数が30未満。

注5) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注6) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況 (常勤の者、勤続年数別)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得(届出)している事業所における経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者(常勤の者)の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっており、全体では21,540円の増となっている。

(統計表第184表)

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
全体【平均勤続年数：10.6年】	375,120円	353,580円	21,540円
1年～4年	322,890円	297,160円	25,730円
5年～9年	350,060円	330,610円	19,450円
10年以上	429,680円	409,730円	19,950円

注1) 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者：福祉・介護職員のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者・心理指導担当職員(公認心理師を含む)・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

(参考) 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況  
(常勤の者、勤続年数別)

平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査・特別集計

福祉・介護職員処遇改善加算( )～( )を取得(届出)している事業所における経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者(常勤の者)の平均給与額について、平成29年9月と平成30年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

	平成30年9月	平成29年9月	差 (平成30年 - 平成29年)
全体【平均勤続年数：10.0年】	347,320円	333,880円	13,440円
1年～4年	300,780円	279,870円	20,910円
5年～9年	326,540円	315,480円	11,060円
10年以上	401,670円	392,720円	8,950円

注1) 経験・技能を有する障害福祉サービス等従事者：福祉・介護職員のうち、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者・心理指導担当職員(公認心理師を含む)・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者

注2) 平成29年と平成30年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は平成30年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 平成30年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の特別集計により算出。

## 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、14,990円の増となっている。

（統計表第52表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
福祉・介護職員	310,970円	295,980円	14,990円
サービス管理責任者	393,090円	372,940円	20,150円
看護職員	411,360円	400,500円	10,860円
理学療法士・作業療法士	398,150円	385,260円	12,890円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	365,500円	360,740円	4,760円
心理指導担当職員	379,940円	368,480円	11,460円
管理栄養士・栄養士	351,460円	341,370円	10,090円
調理員	286,970円	274,420円	12,550円
事務員	343,220円	333,360円	9,860円

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注5) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

## 障害福祉サービス等従事者の平均基本給額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均基本給額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、4,690円の増となっている。

（統計表第54表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
福祉・介護職員	196,050円	191,360円	4,690円
サービス管理責任者	241,500円	235,260円	6,240円
看護職員	255,130円	251,780円	3,350円
理学療法士・作業療法士	250,900円	246,660円	4,240円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	228,260円	223,190円	5,070円
心理指導担当職員	231,250円	226,170円	5,080円
管理栄養士・栄養士	228,400円	224,720円	3,680円
調理員	193,270円	188,620円	4,650円
事務員	222,380円	218,030円	4,350円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。



## (参考) 福祉・介護職員の平均給与額の内訳(常勤の者)

福祉・介護職員処遇改善加算( )～( )を取得(届出)している事業所における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、基本給、手当、一時金(賞与等)ごとに、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、基本給が4,690円の増、手当が5,410円の増、一時金が4,880円の増となっている。

(統計表第54表)

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
平均給与額	310,970円	295,980円	14,990円
うち、基本給	196,050円	191,360円	4,690円
うち、手当	55,870円	50,460円	5,410円
うち、一時金(賞与等)	59,040円	54,160円	4,880円

注1) 福祉・介護職員: ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注5) 一時金は賞与その他臨時支給分として10～3月に支給された金額の1/6。

注6) 平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

## 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第70表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
全体【平均勤続年数：7.4年】	310,970円	295,980円	14,990円
1年(勤続1年～1年11か月)	270,880円	244,860円	26,020円
2年(勤続2年～2年11か月)	279,580円	263,560円	16,020円
3年(勤続3年～3年11か月)	288,460円	275,270円	13,190円
4年(勤続4年～4年11か月)	295,420円	281,820円	13,600円
5年～9年	309,570円	297,110円	12,460円
10年以上	372,430円	359,900円	12,530円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、平成30年10月から勤務を開始した職員の場合、平成30年12月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、平成31年2月の平均給与額が低くなるのが一つの要因として考えられる。

## 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第68表）

	平均勤続 年数	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
全 体	7.4年	310,970円	295,980円	14,990円
保有資格あり	8.5年	338,950円	321,980円	16,970円
介護福祉士	8.9年	338,750円	321,170円	17,580円
社会福祉士	8.0年	355,200円	340,250円	14,950円
精神保健福祉士	7.0年	338,740円	324,410円	14,330円
(たんの吸引等)認定特定行為業務従事者	8.8年	363,140円	342,910円	20,230円
保有資格なし	6.9年	295,620円	281,710円	13,910円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注5) 勤続年数は令和2年2月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

## 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（非常勤の者、職種別）

福祉・介護職員処遇改善加算（ ）～（ ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（非常勤の者）の平均給与額について、平成31年2月と令和2年2月の状況を比較すると、6,190円の増となっている。

（統計表第53表）

	令和2年2月	平成31年2月	差 (令和2年 - 平成31年)
福祉・介護職員	98,180円	91,990円	6,190円
サービス管理責任者	261,030円	239,340円	21,690円
看護職員	127,570円	123,610円	3,960円
理学療法士・作業療法士	126,070円	133,420円	7,350円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)( )	126,860円	127,150円	290円
心理指導担当職員( )	252,890円	254,730円	1,840円
管理栄養士・栄養士( )	160,140円	154,830円	5,310円
調理員	94,790円	92,790円	2,000円
事務員	113,670円	111,710円	1,960円

注1) 福祉・介護職員：ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

注2) 平成31年2月末日と令和2年2月末日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3) 平均給与額は基本給(月額) + 手当 + 一時金(10～3月支給金額の1/6)。

注4) ( )は、集計対象数が30未満。

注5) サービス管理責任者には、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を含む。

注6) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

# 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

## 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率が高くなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善」や「健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備」「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化」の実施率が高くなっている。

(統計表第51 - 1表)

資質の向上	実施	未実施
働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援	79.8%	12.9%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	53.7%	36.2%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	20.0%	65.8%

その他	実施	未実施
障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	62.9%	25.8%
中途採用者に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)	47.3%	41.3%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	50.4%	38.4%
地域の児童や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	42.3%	45.0%
非正規職員から正規職員への転換	74.4%	17.0%
職員の増員による業務負担の軽減	65.6%	24.3%

労働環境・処遇の改善	実施	未実施
新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	40.9%	47.6%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	53.2%	35.4%
ICT活用による業務省力化	32.0%	56.4%
福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	13.4%	68.0%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	57.3%	32.2%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	83.3%	8.7%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	80.0%	10.3%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	80.7%	10.4%

注) 当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない。

## 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況(実施率)(特定処遇改善加算の取得状況別)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得している事業所と取得していない事業所の給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、

- ・ 資質の向上では、「介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」の実施率の差が大きくなっている。
- ・ 労働環境・処遇の改善では、「育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備」「エルダー・メンター制度導入」「ICT活用」などで実施率の差が大きくなっている。

(統計表第51 - 2表)

資質の向上	取得	未取得
働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援	89.6%	81.0%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	60.5%	56.5%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	21.8%	22.7%

その他	取得	未取得
障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	67.3%	64.2%
中途採用者に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮等)	49.5%	51.5%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	55.1%	49.5%
地域の児童や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	45.4%	41.7%
非正規職員から正規職員への転換	84.9%	77.7%
職員の増員による業務負担の軽減	70.7%	70.4%

労働環境・処遇の改善	取得	未取得
新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	48.8%	37.8%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	58.6%	52.2%
ICT活用による業務省力化	38.3%	29.9%
福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	18.2%	10.4%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	64.8%	53.2%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	84.5%	85.9%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	81.2%	80.9%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	83.6%	80.6%

注1)「従来又は今回実施している」と回答した施設・事業所の割合である。

注2)「未取得」には福祉・介護職員処遇改善加算( )～( )及び特別加算の届出をしている施設・事業所並びに当該加算の届出をしていない施設・事業所を含む。